

関島社会保険労務士事務所便り

2010 年
6月号

社会保険労務士・行政書士

関 島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



健康診断で「うつ病検査」を義務化へ

◆うつ病などの労災請求・認定件数

2008 年度のうつ病を含む精神障害などの労災請求件数は 927 件（3 年で 41.3%増）、認定件数は 269 件（3 年で 111.8%増）となっており、増加傾向にあります。

そこで、厚生労働省では、企業が実施している健康診断において、うつ病などの精神疾患に関する検査を義務付ける方針を明らかにしました。

2011 年度からの実施を目指すとしており、同省が 1 月に設置した「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」が今後まとめる報告書に盛り込まれる予定で、労働安全衛生法の改正（または厚生労働省令の改正）により対応していくものと思われます。

◆高い自殺率の背景にうつ病などが

日本では、平成 10 年から 12 年連続で毎年 3 万人を超える人が自殺しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡率（自殺による死

亡率）は、欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にあります。

また、うつ病の患者数は 2008 年には 100 万人を超えています。これらうつ病をはじめとする精神疾患の増加が、高い自殺死亡率の背景にあると言われているため、自殺防止対策とあわせて、うつ病・メンタルヘルス対策への対策が急務とされていました。

◆一体となった取組みが必要

健康診断における「うつ病検査」の実施が、うつ病などの精神疾患の減少につながることを期待されていますが、政府・厚生労働省の対策に頼るだけでなく、職場・地域・家庭におけるうつ病・メンタルヘルス対策への一層の取組みが期待されるようです。



事後重くなったときの障害年金

障害年金は障害の初診日から原則として1年6か月経過した時点で障害年金が受けられるか否かが判断されます。しかし、障害認定日に障害の程度が障害基礎年金・障害厚生年金に該当しない場合でも、その後重くなり、65歳に達する前日までの間に障害年金給付に該当する障害になったときは、本人が請求することによって、

障害年金が受けられます。この制度を事後重症制度といいます。ただし、65歳前に老齢基礎年金の繰上げ支給を受けた場合は請求できません。

また、3級の障害厚生年金受けている人が障害の程度が重くなり2級以上に該当するようになったために改定が行われたときは、事後重症の障害基礎年金の請求があったものとされます。

事後重症の障害年金のしくみ



事後重症の障害年金の注意点

- ①事後重症による障害年金は、請求した月の翌月から支給されます。
- ②保険料納付要件はあくまでも初診日の前日において判定されます。初診日の前日における加入する保険制度が厚生年金なら障害厚生年金が支給され、国民年金なら障害基礎年金が支給されます。また、厚生年金加入者は、国民年金にも加入していることになっていますので、障害等

級が1級または2級のときには障害基礎年金も併せて支給されます。

- ③年金額は下表のとおりですが、障害厚生年金のときの算定の基礎となる被保険者期間は障害認定日の月までの期間です。この場合、300月（25年）に満たない場合は300月として計算します。また、障害厚生年金3級のときには最低でも594,200円が保障されます。

障害基礎年金額		
1級の障害基礎年金	990,100円	障害基礎年金の受給者に18歳未満の子がいると加算がある。 第1子・2子各227,900円、第3子以下各75,900円
2級の障害基礎年金	792,100円	

障害厚生年金額 = ① + ②		
① 平均標準報酬月額	$\times \frac{7.5}{1000}$	$\times$ 平成15年3月以前の被保険者期間月数 $\times 1.031 \times 0.985$
② 平均標準報酬額	$\times \frac{5.769}{1000}$	$\times$ 平成15年4月以後の被保険者期間月数 $\times 1.031 \times 0.985$
加入月数 300月（25年） 未満のときの厚生年金額	$(\text{①の年金額} + \text{②の年金額}) \times \frac{300}{\text{①の月数} + \text{②の月数}}$	

1級の障害厚生年金	障害厚生年金額 $\times 1.25$ + 配偶者加算 + 1級の障害基礎年金（子の加算含む）
2級の障害厚生年金	障害厚生年金額 + 配偶者加算 + 2級の障害基礎年金（子の加算含む）
3級の障害厚生年金	障害厚生年金額（配偶者加算なし）
* 障害厚生年金1級2級につき配偶者加算額は227,900円	

「ワークルールチェッカー」による会社診断

3分間で法令遵守度合いをチェック

◆15万アクセス突破

日本労働組合総連合会は、今年2月に開設した、会社（職場）の法令遵守の度合い診断するWebサイト「ワークルールチェッカー」(<http://www.work-check.jp/>)のアクセス数が15万件（4月13日時点）に達したと発表しました。診断結果が「ひとまず安心」（チェック項目がゼロ）だったのは全体の約2割で、雇用形態を問わず、法令違反の可能性が示唆される結果が目立っているそうです。

◆回答の多くに労働法令違反の可能性

この「ワークルールチェッカー」は、Webサイトにパソコンや携帯電話からアクセスし、9つの設問（派遣労働者は14問）の中から該当する項目にチェックを入れることで、職場の法令遵守度合いを点検できる仕組みです。

9つの設問は次の通りです。

- （1）労働時間・休日・賃金・業務内容などの労働条件を書面でもらっていない。
- （2）給与明細に「厚生年金保険料」「健康保険料」が載っていない。
- （3）給与明細に「雇用保険料」が載っていない。
- （4）残業したのに、残業代が全部または一部支払われない。
- （5）有給休暇がもらえない、あっても取りづらい。
- （6）会社で健康診断を受ける機会がない

か、自腹で健康診断をしている。

（7）仕事上の病気・ケガをしたら、会社から「自分で治せ」と言われた。

（8）会社の都合で仕事が休みになったのに、賃金補償がない。

（9）仕事中にミスをしたら、罰金をとられる。

◆有給休暇や残業などに問題が

設問ごとにみると、利用者の約半数が「有給休暇がもらえない、あっても取りづらい」にチェックしており、次いで「残業したのに、残業代が全部または一部支払われない」、「労働時間・休日・賃金・業務内容などの労働条件を書面でもらっていない」がともに約35%となっています。

派遣労働者のみの設問では、『打合せ』、『見学』の名目で派遣先と事前に会ったことがある」をチェックした人の割合が約53%で一番高かったようです。

設問の内容は基本的なものが中心ですが、チェック項目がゼロの「ひとまず安心」が全体の2割ほどしかなかったということを考えると、労使トラブルが発生する可能性がある企業の割合は高く、その対策が急がれます。



●顔の傷で男女差別の労災補償は「違憲」

顔などに傷が残った場合の労災補償で、男性が女性よりも低い障害等級とされる国の基準の合憲性が争われていた訴訟の判決が京都地裁であり、「男性も顔に障害を受ければ精神的苦痛を感じ、性別による差別に合理的理由はない」として、この基準を違憲と判断した。(5月28日)

●「ひきこもり」の約81%は精神疾患

厚生労働省は、自治体の担当者が「ひきこもり」であると判断した人のうち、約81%の人が精神疾患を抱えているとする調査結果を発表した。調査対象は4県1市の16～35歳の男女184人で、そのうち149人が「うつ病」や「統合失調症」などと診断された。(5月20日)

●「未払賃金の立替払制度」利用が大幅増加

厚生労働省は、2009年度における「未払賃金の立替払制度」の支給対象者が6万7,774人(前年度比24.5%増)、総支給額が333億9,100万円(同34.5%増)となったと発表した。(5月20日)

●現金給与総額が3年連続減少

厚生労働省は2009年度の「毎月勤労統計調査」(従業員5人以上)の結果を発表し、従業員1人当たりの現金給与総額が月額31万5,311円(前年度比3.3%減)となったことがわかった。3年連続の減少。(5月19日)

●1年以上の失業者が約23万人増加

総務省が2010年1～3月期の「労働力調査」の結果を発表し、失業期間が1年以上の完全失業者が約114万人(前年同期比約23万人増)となったことがわかった。3カ月未満の失業者

は約89万人(同約27万人減)だった。(5月19日)

●介護保険制度見直しへ 長妻大臣方針

長妻厚生労働大臣は、介護保険制度を見直し、在宅介護を行う介護事業所の職員に医療行為であるたんの吸引を法律で認めるなどの方針を明らかにした。来年の通常国会に関連法案を提出の考え。(5月16日)

●自殺者が12年連続で3万人超

警察庁は、2009年の自殺者が3万2,845人(前年比1.8%増)だったと発表した。3万人を超えたのは12年連続。特定できた自殺の原因は「健康問題」の1万5,867人(同4.7%増)がトップで、そのうち「うつ病」が6,949人(同7.1%増)だった。(5月13日)

●労基署への不服申立てが4万件突破

労働基準監督署への不服申立て件数が2009年に4万2,472件(前年比8.1%増)となり、54年ぶりに4万件を超えたことが厚生労働省の調査でわかった。申立ての理由で最も多かったのは「賃金不払い」(3万4,597件)で、「不当な解雇」(8,869件)が続いている。(5月9日)

●高額療養費 300万円以下世帯の負担軽減へ

政府は、高額療養費制度について、70歳未満の年間所得約300万円以下世帯の負担上限額を、現行の月額約8万円から約4万円に引き下げる方針を示した。2011年度の実施に向けて年内に具体案をとりまとめる考え。新制度の適用対象者は約3,000万人の見通し。(5月8日)